

介護医療院 促進係数一覧（令和8年度補助協議用）

促進係数	区市町村名	
	区部	市町村部
1.8 (本則 1.5 +上乗せ 0.3)	千代田、中央、港、文京、台東 品川、大田、目黒、世田谷、新宿 中野、杉並、豊島 (13区)	檜原、奥多摩、多摩、国分寺、東久留米 (3市1町1村)
1.7 (本則 1.4 +上乗せ 0.3)	該当なし	該当なし
1.6 (本則 1.3 +上乗せ 0.3)	該当なし	小平 (1市)
1.5	渋谷、北、葛飾、墨田、江東 (5区)	福生、羽村、あきる野、稲城、立川 昭島、国立、東大和、武蔵村山、武蔵野 調布、小金井、東村山(13市)
1.4	該当なし	該当なし
1.3	江戸川 (1区)	狛江 (1市)
1.2	該当なし	町田、三鷹、府中 (3市)
1.1	板橋、練馬、荒川 (3区)	日野、清瀬、西東京 (3市)
適用なし	足立、青梅、瑞穂、日の出(1区1市2町)	

※ 本則の促進係数は、区市町村ごとに令和7年度末（令和8年3月31日）に竣工している介護老人保健施設と介護医療院を合わせた施設の定員数を令和8年1月1日現在の住民基本台帳による65歳以上高齢者人口で除すことにより算出した整備率により、以下のとおり決定しています。

整備率 0.5%未満：1.5 整備率 0.5%以上 0.6%未満：1.4 整備率 0.6%以上 0.7%未満：1.3
 整備率 0.7%以上 0.85%未満：1.2 整備率 0.85%以上 1.0%未満：1.1 整備率 1.0%以上：適用なし

なお、介護医療院が未整備の区市町村は、区市町村単位の促進係数を一律 1.5 とします。

※ 令和12年度末の高齢者数と整備見込を加味した整備率が0.6%未満の場合は、0.3を上乗せします。

※ この表は、令和8年度補助協議分（令和8、9年度着工予定分）にのみ適用されます。

※ 島しょ部は、上記促進係数の対象外となります（別に定める「島しょ工事費指数」が適用されます。）。

介護医療院 定期借地権一時金の補助基準割合一覧

(令和8年度補助協議用)

補助基準額	区市町村名	
	区部	市町村部
路線価の 3/4 (上限10億) (促進係数 1.4以上 かつ 公示地価 都内平均以上)	千代田、中央、港、文京、台東 品川、大田、目黒、世田谷、渋谷 新宿、中野、杉並、豊島、北 墨田、江東、 (17区)	武蔵野(1市)
路線価の 2/3 (上限10億) (促進係数 1.4以上 かつ 公示地価 都内平均未満)	葛飾(1区)	福生、羽村、あきる野、檜原、奥多摩 多摩、稲城、立川、昭島、国分寺、国立 東大和、武蔵村山、調布、小金井、小平 東村山、東久留米 (18市1町1村)
路線価の 1/2 (上限10億) (促進係数 1.3以下)	板橋、練馬、荒川、足立、江戸川 (5区)	青梅、瑞穂、日の出、町田、日野、三鷹 府中、狛江、清瀬、西東京 (8市2町)

※ この表は、令和8年度補助協議分(令和8、9年度着工予定分)にのみ適用されます。

※ 島しょ部は、促進係数の対象外となっており、補助基準額は路線価の1/2です。